

議案第 8 号

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。